

番号		御意見	担当課	回答
1	資料 1	<p>資料1について 本計画が掲げる『こどもまんなか社会』という言葉に、私自身も大きな希望を感じています。一方で、現場で日々保護者と向き合う中で、経済を回すことを最優先として進められてきたこれまでの政策のしわ寄せが、結果として、こどもや子育て家庭、そして支える側である児童福祉施設に集中的に向けられてきた現実を強く感じます。 本来、こどもの育ちや教育についての第一義的な責任は家庭と社会全体にあるはずですが、その前提が静かに棚上げされてきたのではないのでしょうか。養育力の低下が指摘される一方で、養育力を育み、学ぶ機会が、親になる前や子育て期にどれほど社会の中に用意されてきたのかは疑問があります。子育てがしにくい社会の中で懸命に孤立した育児を担う家庭もあれば、育児放棄という形で困難が表出しているケースも少なくありません。 親になる前には誰もが子どもとして育つ時間を過ごしています。その時代にどのように大人と関わり、どのような幸福感を得ていたかが、現在の子育てに影響していないとは言い切れないと感じます。現場で子育て家庭を支援する中で、保護者がこどもと向き合う時間の少なさに、強い危機感を覚えています。 だからこそ千葉県が率先して、家庭がこどもと向き合う時間を取り戻せる制度づくりと、働き方の在り方そのものを見直す取組を進めていくことを、心から願っています。</p>	子育て支援課	御意見について、今後の施策等の参考にさせていただきます。
2	資料 2	<p>資料2について 保育所は、保育所保育指針第1章において、子どもの最善の利益を最優先し、生活の場として心身の安定と健やかな育ちを保障する施設と位置付けられ、また第2章では、乳幼児期の保育は特定の保育者との継続的な関わりや安定した生活リズムの中で行われることが重要とされています。 乳児等通園支援制度は国により義務化が進められ、市町村としては実施を前提に対応せざるを得ない状況にあります。短時間・断続的な利用形態については、子どもの姿を十分に把握できるのか、安全面や保育の質をどのように担保するのかといった点に、現場では懸念の声しかありません。 制度としての支援体制が十分に整わないまま運用が進めば、その影響は現場の負担増にとどまらず、結果として子どもの育ちに及ぶことも危惧されます。県として、実効性ある支援策の検討と具体化を求めます。</p>	子育て支援課	<p>こども誰でも通園制度は、令和8年度から給付制度として全国で実施されることとなります。当該制度は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的としており、当該制度を安定的に実施することは重要であると考えています。 国に対しては、制度の本格実施後も、運用状況の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。御意見について、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
3	資料 3	<p>資料3について 本計画では、幼児期は人格形成の基礎であり、乳幼児期に生まれる安定したアタッチメント（愛着）がこどもの育ちにとって極めて重要であること、また教育・保育の質の確保には専門性を有する人材の確保と継続的な関わりが不可欠であることが明記されており、子どもの育ちを尊重し、大切にしようとする姿勢が示されています。 しかしながら、同計画に位置付けられている乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、短時間・断続的な利用を前提とした制度であるにもかかわらず、計画が重視する「継続性」や「愛着形成」との関係性については全く記されていません。制度を県計画に位置付ける以上、理念と運用の間に生じ得る乖離を県としてどのように補完するのでしょうか。人材配置、実務支援、相談体制等を含め、計画としての整合的な説明と具体的方策の明示を強く求めます。</p>	子育て支援課	<p>こども誰でも通園制度に係る職員への研修については、当該制度の特徴を踏まえ、現在国において内容を作成中です。 制度の実施が先行する中、実施に先立って計画の変更をする必要があることなどから、実際の運用における課題等に対する記載については、今回のタイミングでは具体的に記載することが難しいため、中間見直しの機会に対応したいと考えております。 国に対しては、制度の本格実施後も運用の継続的な検討を要望するとともに、県として、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。</p>
4	全体について	<p>資料1・2・3を通じて、本計画が「こどもまんなか社会」という明確な理念を掲げていることは理解できます。一方で、調査や現状整理は示されているものの、実現を阻む構造的な要因についての考察や課題設定には踏み込めていないように感じられます。 既存調査を補完する形で、現場や当事者の声から阻害要因を拾い上げ、課題として整理し、計画に反映させていくことこそが、「こどもまんなか社会」の実現に近づくために県が果たすべき重要な役割と考えます。</p>	子育て支援課	<p>こども誰でも通園制度について、国に対しては、制度の本格実施後も運用の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。 課題を踏まえた計画の具体的な記載については、中間見直しの機会に対応したいと考えております。</p>
5	資料 2	<p>・【資料2】乳児等通園支援制度の概要2ページ目の上半分の図は、パッと見て制度概要を理解できる大変良い図だと思います。広報するときなど積極的に使いたいです。あくまでも自治体目線の情報がメインなので、利用者目線の情報も追加すると、なお良いと思います。</p>	子育て支援課	御意見について、今後の施策等の参考にさせていただきます。
6	全体について	<p>・子ども親も多く集まらないと、制度の意義である「家庭とは異なる経験や他の子どもとの交流を通じた社会性や情緒の発達」と「保育者の孤立感や不安感の軽減」が実現できないと思います。制度の概要や利用するメリット、利用した方の生の声を広報するなど、利用啓発に努める必要性を感じます。</p>	子育て支援課	御意見について、今後の施策等の参考にさせていただきます。
7	資料 3	<p>・【資料3】2ページ目⑫に、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するため、こども誰でも通園制度の実施に必要な体制の整備を促進します」とあります。こちらの具体策はあるのでしょうか。</p>	子育て支援課	国交付金を活用してこども誰でも通園制度に係る施設整備を行う場合に、県が上乗せして補助を行う、保育環境整備促進事業を実施しております。
8	全体について	<p>・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）で必要となる職員の方には、給与改善・処遇改善はないのでしょうか？人手不足なので、改善がないと職員が集まらないかと思いました。また採用活動では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「制度概要」「求められる能力・職員像」などを発信しないと、人が集まらないのではないかと思います。</p>	子育て支援課	こども誰でも通園制度の安定的な運営のため、公定価格の十分な額の設定や、制度の運用状況の検証について、国に要望を行っています。御意見について、今後の参考にさせていただきます。
9	全体について	<p>・既存の保育士の負担増が懸念されますが、負担軽減策はないのでしょうか？ますます離職が進むことを懸念しています。</p>	子育て支援課	国に対しては、制度の本格実施後も、運用の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。
10	全体について	<p>・月10時間を超える実施をした自治体への補助などはないのでしょうか？10時間では少なすぎて、利用率が低くなるのではないかと懸念しています。</p>	子育て支援課	国に対しては、利用時間も含め、制度の本格実施後も、運用の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。
11	全体について	<p>・制度利用終了後の受け入れ枠確保の状況を、公表してはどうでしょうか。制度を利用したい・利用した親御さんは、「その後どうなるのか？」が気になると思います。</p>	子育て支援課	幼稚園における満3歳児の受け入れなど、制度の利用終了後の受け入れ対応については、各関係者と連携しながら検討してまいります。御意見について、今後の参考にさせていただきます。

12	資料3	05【資料3】千葉県子ども・若者みらいプラン（変更案） Ⅱ-1-② 子育て環境の整備 「2 保育人材の確保と資質の向上」内において、保育現場で働く保育士等の需要の高まりの中で、資質の向上とともに、保育士等の離職防止や定着促進、勤務環境の改善が非常に重要であるとの記載がございます。 現在の保育教諭・保育士等の処遇改善は、令和4年2月より実質的な処遇改善額は増加しておらず、増加分は全て人事院勧告分に準拠した改善のみとなっている事から、いつでも引き下げは可能という位置付けである状況です。保育教諭・保育士等の処遇改善は恒常的に進めると共に、一般職と同等レベルまで引上げるとい目標届かせるのであれば 都道府県も、更なる処遇改善を早急にそして十分に行なうべきと考えます。 人材確保に費用や委託費がかかっている状況では、法人や施設は、保育士等の離職防止や定着促進、勤務環境の改善に関わる費用を十分に捻出することは難しいことも明白とも考えます。 子ども誰でも通園制度が進められてゆく中で、更なる人材確保が求められます。このような新しい制度の普及推進の際には、人材確保が表裏一体で存在していることは周知の事実です。 ぜひ、千葉県として今一歩踏み込んだ、人材確保や、現場で尽力されている先生方への安定的で恒常的な処遇改善を推進していただきたいと強く求めます。	子育て支援課	保育施設の運営に関して、県では、保育士の確保・定着の促進のためには、給与の底上げが必要であるとの認識から、市町村と連携して保育士処遇改善事業を実施しているところですが、保育士の処遇改善は、本来、国において取り組むべきと考えていることから、これまで、国に対して要望を行っております。公定価格における国の処遇改善措置を受け、県においても、所要額を計上しているところです。 子ども誰でも通園制度については、安定的な運営のため、公定価格の十分な額の設定や、制度の運用状況の検証について、国に要望を行っています。
13	資料1	資料1 「千葉県子ども・若者みらいプラン」についての概要をまとめたものとなっていますが、1ページに情報が多く盛り込まれていて見にくいように感じました。これらの情報をすべて入れるとするならば、A4縦ではなく、A3横の大きさにまとめるなどするとよいと思いました。もしくは内容の精選も考えられるかと思っています。	子育て支援課	御意見について、今後の参考にさせていただきます。
14	資料3	① 【施策の方向と具体策】 1-⑫ 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するため、子ども誰でも通園制度の実施に必要な体制の整備を促進します。 を踏まえて 【具体的な事業】 保育環境整備促進事業 国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定子ども園等の施設整備及び「子ども誰でも通園制度」の実施に必要な幼稚園等の施設整備に対し県が助成する。（子育て支援課） と、明記していただくことは可能でしょうか。	子育て支援課	「子ども誰でも通園制度の実施に必要な施設整備」の中に幼稚園等も含まれますので、記載については現行のままさせていただきます。
15	資料3	② 【施策の方向と具体策】 2 保育人材を確保し、資質を向上させます。 ⑦ において 「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施に伴って必要となる職員を含め、」と追記することは、 ⑤ ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。 ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報を「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定子ども園・幼稚園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。 ① 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施に伴って必要となる職員を含め、保育士の給与改善を図ります。 という、含まれていると考えられる赤字（幼稚園で勤務する保育士）を含むという理解でよろしいでしょうか。	子育て支援課	「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施に伴って必要となる職員を含め、」との追記に関しては、同制度に従事する職員に対する研修を実施し、資質向上と保育の質の向上を図る意図で記載しました。 保育士の給与改善については、千葉県保育士処遇改善事業によって民間保育士の処遇改善に努めてきたところですが、同事業の補助対象についてはこれまでどおり、保育所及び認定子ども園への取扱いとなります。 子ども誰でも通園制度については、安定的な運営のため、公定価格の十分な額の設定や、制度の運用状況の検証について、国に要望を行っています。
16	資料3	・資料2、資料3において、事前の問い合わせに対して「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」への語句の修正をご検討いただきありがとうございました。 ・資料3の第5章3に、「教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること」と国の改正案に盛り込まれていた事項への対応策が「幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進するなど」と示されましたが、この点が「円滑に移行できるよう」具体的にどのように「教育・保育施設と連携するか」という課題があるかと思われます。それには、県として、県設定区域である市町村への働きかけも不可欠ではないかと感じます。 よって、この部分について、「市町村を通じて地域の教育・保育施設と連携し」としてはいかがでしょうか。 また、県として、「乳児等通園支援事業」を実施する各教育・保育施設に対しては、それら施設の職員が事業実施にあたり、一方的に負担や不安を被ることのないよう、市町村を通じて、連携を超えた支援が必要と思われます。研修の実施以外に、相談窓口も明確にいただければと希望します。	子育て支援課	御意見を受け、第5章3の記載を修正いたします。 「幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進するなど、市町村と共に、教育・保育施設と連携し、子ども誰でも通園制度の利用後も教育・保育施設の利用へ円滑に移行できるよう支援します。」 子ども誰でも通園制度における教育・保育施設と連携については、県及び市町村計画における必須記載事項となっていることから、「市町村と共に」を追記し、制度終了後の受け入れへの対応については、各関係者と連携しながら検討してまいります。 当該制度の実施主体は市町村であり、相談窓口は、まずは市町村となりますが、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。
17	資料3	・資料3の第5章4の量の見込み一覧の数字については修正がないように見受けられますが、国の改正案にある「各年度における乳児等通園支援の量の見込み」に関しては、どのように理解すればよろしいかお伺いします。市町村が利用希望を分析し、必要利用定員総数を定めるという理解でよろしいのでしょうか。その場合、県として取りまとめがなされるのでしょうか。	子育て支援課	「各年度における乳児等通園支援の量の見込み」については、市町村計画における必須記載事項となっております。また、現時点では県においてとりまとめる予定はございません。
18	全体について	・乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）については、一時保育事業との違いや趣旨が、保護者及び各教育・保育施設と職員にしっかりと周知され、理解されることが肝要かと思われます。地方自治体として、国からの改正指示に対応することの他に、こうした点にご配慮いただき、実態の把握や県内の好事例の発信、課題の解決や対応を支援していく体制を希望いたします。	子育て支援課	子ども誰でも通園制度の周知について、御意見を踏まえて検討してまいります。
19	資料1	資料1について Ⅱ ライフステージの1「妊娠期～」の項目について、医療等だけではなく、妊娠中に両親を対象に育児スキル、虐待予防、アタッチメントの重要性を学ぶ機会の提供を盛り込んでほしい。結局、育児スキルの向上や見通しは、育児に対するストレスを減退させる。	子育て支援課	今回は、子ども誰でも通園制度の本格実施についてが主な変更であるため、御意見について、今後の施策等の参考にさせていただきます。
20	資料2	資料2について 誰でも通園制度を担う職員に対する研修等の支援が必要。誰でも通園制度は虐待の早期発見が期待できるのでは。適切な医療へのコーディネートなどの知識ももつ必要がある。	子育て支援課	子ども誰でも通園制度に係る職員への研修については、当該制度の特徴を踏まえ、現在国において内容を作成中です。 子ども誰でも通園制度の公定価格は、基本分単価に加え、特定の要件を満たす乳児を受け入れた場合の加算（障害児加算、医療的ケア児加算、要支援児加算）により支援の充実が図られておりますが、国に対して、制度の本格実施後も、運用状況の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。

21	資料3	<p>資料3について ③ウェブサイト・リーフレットなどの周知効果はどのようなものか。SNS時代ではあるが、自治体等のSNSはどのくらいのフォロワーがあるのだろうか。それよりも、妊産婦が定期的に訪れる医療機関(産院・小児科)との連携はどうか。(フォロワーが多ければすみません)</p> <p>⑧⑩、第5章3節 ぜひ乳児保育の研修を実施すべき。たとえ保育士資格をもっている乳児保育と幼児に対する保育は別物である。長年、乳児の接していないのならばアップデートできておらず、「3歳までにむつをはずせ」などと助言しがちである。事実に基づいていない助言は、保護者を苦しめる。</p>	子育て支援課	<p>こども誰でも通園制度の周知について、御意見を踏まえて検討してまいります。 こども誰でも通園制度に係る研修については、当該制度の特長を踏まえ、現在、国において内容を作成中です。御意見いただきました乳児保育に係る研修の重要性について、県としてもしっかり認識し、研修内容等について確認したいと考えます。</p>
22	資料2	<p>資料2の2枚目 こども誰でも通園制度の利用者を「0歳6カ月から満3歳未満を想定」とあるが、1)3年保育の幼稚園に入園できるのは、4月1日に3歳に達している者である。この表記では、4月2日生まれの子供は、3歳になった1年弱は、幼稚園にもいけず、「誰でも園」も利用できないことになる。2)満3歳児ではなく、保育園で言う「2歳児クラス」相当の児ではないのか。 又、幼稚園就園では、2年保育を選ぶ保護者もいる。その場合の「誰でも園」の利用をどのように考えるのか。 こども庁からのスライドで、県で改変できないにしても、補足の説明を入れるべきと考える。</p> <p>保育園に入園希望を出す医療的ケア児については、「医療的ケア児保育支援事業」の記載があるが、家庭保育をしている医療的ケア児の、「誰でも園」利用について、言及されていない。 せめて、「制度を準備・検討中」くらいの表記はできないか。「誰でも園」と言いながら、非対象児がいるのは、如何なものか。</p>	子育て支援課	<p>こども誰でも通園制度は、0歳6カ月から満3歳未満が対象となっており、幼稚園における満3歳児の受け入れなど、制度終了後の受け入れへの対応については、関係部局間で連携しながら検討してまいります。 こども誰でも通園制度の公定価格は、基本分単価に加え、特定の要件を満たす乳児を受け入れた場合の加算(障害児加算、医療的ケア児加算、要支援児加算)により支援の充実が図られています。 国に対して、制度の本格実施後も、運用状況の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。</p>
23	全体について	<p>乳児等通園支援制度について、利用する側と受け入れる側で考えました。 私の職場にこの年齢のお子さんを持つ親御さんがいるので聞いてみました。 1カ月10時間まで利用できるということは、1回の利用時間は短時間になり更に、普段、顔を合わせたことがない大人と過ごすのは子どもも不安になるだろうし、親としても安心して預けることができるか迷ってしまうと言われました。確かに、慣れていない環境であると、このような思いになるのは自然だと思います。 次に、受け入れる側から考えると、子どもの特性など全くわからないで受け入れることになり、短時間であっても、関わり方を探すだけで、受け入れが終わってしまうのではないかということ、日常の保育や教育が行われている中で、短時間の子を受け入れるのはかなり、煩瑣になるのではなかとされます。また、時間もまちまちなので、対応に時間がとられる可能性があります。けがや事故が起こらないとも限りません。保険をかければよいということにはならないと思います。 利用者の親には、便利な制度ではありますが、カリキュラムなどを十分検討して取り組む必要があると思います。見切り発車にならないでほしいと思います。</p>	子育て支援課	<p>こども誰でも通園制度は、令和8年度から給付制度として全国で実施されることとなります。当該制度は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的としており、当該制度を安定的に実施することは重要であると考えています。国に対しては、制度の本格実施後も、運用状況の継続的な検討を要望するとともに、県としても、実際の運用における課題を踏まえ、市町村や事業者等への支援について検討してまいります。 御意見について、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
24	全体について	<p>できれば、実際の討議をしたかったです。 また、名簿の確認はしっかりしてください。</p>	子育て支援課	<p>今回は、こども誰でも通園制度の本格実施についてが主な変更であったため、書面開催とさせていただきます。御意見について、今後の参考にさせていただきます。 名簿について記載に誤りがあり大変申し訳ありませんでした。</p>